

# 四国圏域生態系ネットワーク推進協議会

## 規約改定（案）

### （目的・名称）

第1条 四国圏域において、多様な主体が連携・協働し、コウノトリ・ツル類を指標とした生態系ネットワークの形成による地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討と取組の推進を目的として、「四国圏域生態系ネットワーク推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 四国圏域におけるコウノトリ・ツル類が舞う魅力的な地域づくり・人づくりに関すること
- 二 四国圏域におけるコウノトリ・ツル類の定着に関すること
- 三 四国圏域における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### （組織等）

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

### （会長）

第4条 協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

3 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### （協議会の招集）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

### （事務局）

第6条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局河川計画課に置く。

### （会議の公開）

第7条 協議会の会議は原則として公開とする。ただし、生物の保護上または個人情報の保護上、支障がある情報の公開については原則、委員限りとする。

### （その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規約は、平成30年2月5日から施行する。

この規約は、令和5年12月13日から改定する。

この規約は、令和7年 月 日から改定する。

## 四国圏域生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

区分	所属・役職等	氏名[敬称略]
学識者	愛媛大学 名誉教授	鈴木 幸一
	徳島大学理工学部 部長	武藤 裕則
	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 教授	鎌田 磨人
	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	河口 洋一
市町長	鳴門市長	泉 理彦
	阿南市長	岩佐 義弘
	三豊市長	山下 昭史
	まんのう町長	栗田 隆義
	西条市長	高橋 敏明
	西予市長	管家 一夫
	四万十市長	中平 正宏
行政	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部長	山田 美紀
	農林水産省 中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所長	村下 秀文
	国土交通省 四国地方整備局 河川部長	藤本 幸司
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	安永 一夫
	国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所長	須田 泰造
	国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所長	北川 誠純
	環境省 中国四国地方環境事務所 四国事務所長	大林 圭司
	徳島県 県土整備部長	朝田 将
	香川県 土木部長	鈴木 通仁
	愛媛県 土木部長	吉良 美知宏
	高知県 土木部長	横地 和彦
団体等 (50音順)	認定 NPO 法人とくしまコウノトリ基金 事務局長	柴折 史昭
	四国経済連合会 常務理事	濱田 有一
	四国ツーリズム創造機構 事業推進本部 本部長	桑村 琢
	四国ツル・コウノトリ保護ネットワーク 代表	中村 滝男
	四国電力株式会社 立地環境部長	大石 康生
	四国旅客鉄道株式会社 総合企画本部 担当部長	新居 準也
	四万十つるの里づくりの会 会長	佐伯 達雄
	日本野鳥の会愛媛 代表	松田 久司
	日本野鳥の会香川県支部 支部長	川南 勉
	日本野鳥の会高知支部 支部長	西村 公志
	日本野鳥の会徳島県支部 支部長	東條 秀徳